

2009 - 4

活動名称	誰もが安心して暮らせる街に～小樽市高齢者懇談会『杜のつどい』の市民後見人活動～
活動要旨	高齢化がすすむまちで、高齢者を中心に発足した高齢者懇談会が自分たちの生活は自分たちで守らなければならないという思いから、市民後見人活動に着手。研修・視察を経て、今後の本格的な活動に向けた研鑽を積む一方、市民後見のネットワークづくりを地域に広げるべく、行政とともに「市民後見人活動センター」の設置に尽力している。
応募者	小樽市高齢者懇談会「杜のつどい」 副会長兼事業部長 若西 カナ子
連絡先	〒047-0032 北海道小樽市稲穂2丁目17-1

1、概要

私たちの会は2005年4月に、高齢者を中心として、街の活性化と、家から出て人と交わり健康的な活動することを目標に発足し、「にぎわい」「ふれあい」「健康」「情報」「ビジネス」の5つのグループに分かれテーマを決め活動を始めました。当初およそ100名の会員が友達などに声を掛けて広め会員はどんどん増えました。サロンの集まりから、学習講座や、教養講座、技術的な講座、パソコン講座などが誕生し、全体行事として、敬老の日には健康を祝う会や、年末には餅つき大会をメインにお楽しみ会などが会員外の参加も募って行なわれました。世代間交流、文化の継承、就学前の子ども対象の子育て支援、環境づくり、植樹、地域の祭りなどイベント参加、登下校の子供の安全を見守る活動など社会貢献活動も多く企画されるようになりました。

2007年度「市民後見人養成講座」があるのを知り、実施団体として名乗りをあげました。高齢化率30%に近く、産業が無く若者の流出に歯止めのかからない人口減の街にとって、将来にわたって自分たちの生活は自分たちで守らなければならないという覚悟が必要です。「杜のつどい」の会員が年々倍増する様子は、その意識の現われに他ならず、独居高齢が目の前にあって拠って立つところが欲しいという意識が根底にあると感じるのです。会員数は500人を突破し、今は元気でも数年後の対策は考えて行かねばならないと多くの人が考えている時でしたから、成年後見制度を支える市民後見人という必要を理解できました。

講座の講師は、地元在住の弁護士や司法書士など成年後見を受任している専門家が引き受けて下さり、その熱心な講座を受講することで、成年後見制度の認知度を上げるための活動と更なる勉強の必要性を受講生は理解しました。

2008年には、2007年に続いてWAMの助成を受けることが出来、年間を通じての活動予定を組むことが出来ました。啓発活動として多くの市民に聞いてもらう方法として、敬老の日の祝賀会イベントにアトラクションとして寸劇を作り参加すること、祝賀会対象外の市民には、「市民講座」として劇とパネルディスカッションのシンポジウムをするという計画です。シナリオを作り、劇団を組織し練習し、チラシを会員が近隣に手渡しで説明し、また投げ込みをするなどの活動を通じて、後見制度をより身近に意識できたと思います。「とてもよく分かった」「もっと勉強します」などの積極的な感想が多かったのが印象的です。出前講座として劇団が地域に出かけたりもしました。

市民後見人養成講座は、第2回目の基礎講座と、第1回目、第2回目の受任をテーマにした実践講座を行ないました。第1回目の実践講座修了生の有志で「小樽市民後見人の会」を組織し、成年後見に関する第1次の問題整理を主眼とした成年後見相談を行なうことになりました。力を向上するために自主勉強会も行なうことになりました。

勉強することで、制度があってもそれを利用し権利を擁護する現実にはなっていないことも分かってきました。必要とする人が確実に増えているのに制度利用に結びつかない現状を変えていかなければなりません。行政の体制としてもまだ整っていませんが、私達が活動することで少し動きがでてきました。市民後見人が実際に活動するには、クリアしなければならないことが多くあります。

2009年1月、小樽の高齢化率はついに30%を超えました。障害者福祉法、虐待防止法、孤独死、見守りの必要性、ネットワークなど、新たなテーマも出てきました。地域で生活するのは認知症者だけでも、高齢者だけでもありません。若い人を含めて誰もが暮らしやすい社会を作るには自分たちが何をすればいいのか、何ができるか、何をしなければならないのか、少しずつ考えて少しずつ実行して行こうと思います。



2、地域の概況

かつて北海道開拓の拠点として、漁業・農産物・石炭等の産業の集積地・積出し地として、極東進出の貿易港として政治経済産業の要として発展してきた小樽でありましたが、時代と共にすべての機能の縮小や廃止、人口流出が続き、過疎化が進み衰退してきました。交通網の整備のために、運河が埋め立てられようとした時、埋め立てに反対する市民運動が、全国に広がり論争が繰り広げられたのは記憶に新しいことです。その結果運河は半分を残して整備され運河公園として生まれ変わり、多くの観光客が訪れるようになり、観光地としての認知度を得るに至っています。

しかし、依然として基幹となる産業はなく、人口流出と高齢化は街の機能を難しいものにしていきます。2009年1月、遂に65歳以上の高齢化率30%をこえ、北海道10万人以上の市の中で第1位という状況になってしまいました。一人世帯・高齢二人世帯も増加し全世帯の60%という数字です。生活保護受給率の高さも36%₀₀(パーミル)を超え、財政の硬直化に繋がっています。

小樽市統計 HP より

【年代別人口推移】（一部概数）

西暦	年号	～14歳	15～64歳	65～	合計
1998.12	平成10年	18,000人	103,000人	34,000人	154,504人
2003.12	平成15年	16,000人	93,000人	38,000人	146,874人
2008.12	平成20年	14,000人	82,000人	41,000人	136,780人
2009.2	平成21年2月	13,793人	81,587人	41,066人	136,446人
構成比率	平成21年2月	10%	60%	30%	

世帯数 67,755世帯 住民登録人数 136,446人

【年齢別人口推移】（国勢調査）

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
65～69歳	10,575人	11,122人	10,350人	
70～74歳	8,289人	9,467人	10,220人	
75～79歳	5,624人	7,113人	8,259人	
80～84歳	3,627人	4,223人	5,625人	
85～89歳	1,717人	2,295人	2,969人	
90～94歳	598人	823人	1,211人	
95～99歳	92人	186人	316人	
100歳～	7人	24人	36人	

【高齢者単身者数】平成17年10月

	男	女	計
65～69歳	510人	1,216人	1,726人
70～74歳	421人	1,643人	2,064人
75～79歳	360人	1,723人	2,083人
80～84歳	260人	1,236人	1,496人
85歳～	196人	723人	919人
計	1,747人	6,541人	8,288人

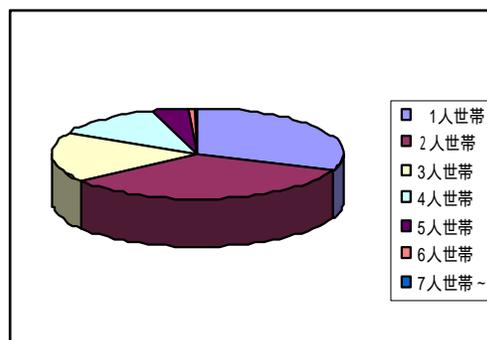
2009年2月の住民登録数は136,446人、世帯数は67,755世帯、前年末より2か月で334人の減少です。
2009年1月に高齢化率30%を超えました。

国勢調査年の年齢別人口推移は明らかに高齢化のスピードを感じることができます。

単身者割合は女性4人に対し男性1人の割合です。圧倒的に女性が多く、70歳代が約半数です。

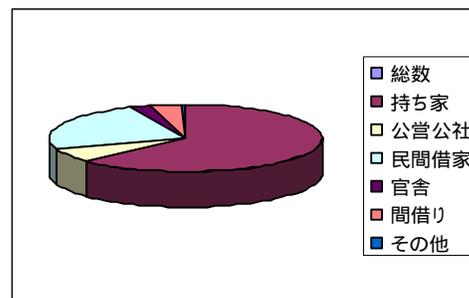
【世帯人数別】平成17年10月

総数	60,284世帯	
1人世帯	18,749世帯	31.1%
2人世帯	20,109世帯	33.3%
3人世帯	11,031世帯	18.2%
4人世帯	7,346世帯	12.0%
5人世帯	2,273世帯	3.7%
6人世帯	583世帯	0.9%
7人世帯～	192世帯	0.3%



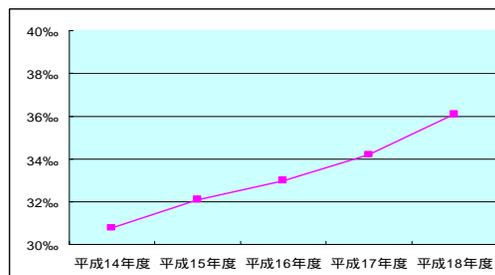
【住居の種類】平成17年10月

総数	60,284世帯	
持ち家	37,791世帯	62.7%
公営公社	4,214世帯	7.0%
民間借家	14,232世帯	23.6%
官舎	1,463世帯	2.4%
間借り	2,219世帯	3.7%
その他	365世帯	0.6%



【生活保護世帯】 %は千分の一

	世帯数	保護率
平成14年度	37,102世帯	30.8‰
平成15年度	38,036世帯	32.1‰
平成16年度	38,541世帯	33.0‰
平成17年度	39,850世帯	34.2‰
平成18年度	41,617世帯	36.1‰



【成年後見申立て件数】

	平成17年	平成17年新規	平成18年	平成18年新規
後見開始	22	20	46	39
保佐開始	19	15	27	18
特別代理人	18		15	
監督人の選任	17	17	14	7
後見監督処分	68	59	133	114
精神保健法20条2項	70	68	92	90

* 倍増している

* 提出された
報告書の数

3、活動内容

1) 第1回 市民後見人養成初期講座の実施(18時間)(修了45人)

* 2008年1月「ルネサンス財団」と「高齢社会NGO連携協議会」助成事業

(2008年4月よりWAM助成「市民後見人活動センター事業」スタート)

第1回 市民後見人養成実践講座 初期講座受講生対象21時間(修了16人)

第2回 市民後見人養成初期講座 後見制度を知るを目的に一般公募18時間(20人)

第2回 市民後見人養成実践講座 初期講座受講生対象21時間(18人)

講師は市内の弁護士、司法書士、社会福祉士など専門家を中心に地域包括センター長、消費者協会会長、裁判所元調査官などをお願いしました。皆さん快く引き受けてくださりテキストも作成していただきました。受講者は、会員はもちろん多いのですが一般の方、市外からの方、介護や福祉に携わっている方、現に親族後見をしている方などです。

2) 学習講座 自主研修を含めて、その他関連事項の学習。

毎月1~3回の関連学習講座を実施。主なものは、

「地域権利擁護事業」「医療制度・後期医療制度・介護年金」

「高齢者と最近の悪徳商法」「任意後見制度を学ぶ」

「認知症と診断されたら」「自立支援法と障害者のくらし」

「孤独死を考える」「裁判員制度を学ぶ」等

この講座は、養成講座受講生以外の方も受講できるのでテーマによって参加者数はばらつきがあり、5・6人の時から、多い時は50名を超える受講がありました。



3) 視察・研修 先進地から学ぶものは大きく、たくさんの知恵をいただきました。

蘭島地区の週1回高齢独居者に弁当を配達し見守り活動。(6月3名)

札幌家庭裁判所市民講座「成年後見制度」札幌家庭裁判所が初めて企画。(1月4名)

リーガルサポートシンポジウム「市民後見人の未来と課題」(東京・1月)

(市民後見人の最近の状況と今後の方向について、基調講演とディスカッション)

後見センター訪問(世田谷・多摩南部後見センター)お話を伺いました。(1月)

神奈川ワーカーズコレクティブ菜、理事長にお話を伺い必要とするサポートを提供する、なければ作って提供する姿勢を学びました。(1月)

4) 実習講座・後見相談 養成講座修了生が自主的な勉強を始めています。主なものは、

「法律用語」「DVD 成年後見」「個人情報保護」「介護保険制度」「相談シート」「相談の仕方」

「傾聴」「家族・親族」「虐待」「民生委員」「自立支援法・生活保護」「高齢期の家計管理」

「遺言」「相続」「後見手続」等、テーマを分担し調べ発表するセミナー方式です。

毎月1回第3土曜日の午後に「後見相談」を、11月から開始しました。担当者2名が、専門家に学びながら相談に当たっています。相談のポイントや、回答の仕方、問題点の把握など、実践を通して学んでいます。予約なしで訪れる人もいますがほぼ毎回相談者がいます。後見に繋がる相談や、そうではない相談もありますが、問題を整理し一緒に考えます。

5) 啓発広報活動 市民講座

「杜のつどい」会員はもちろんのこと、たくさんの方に知っていただく機会を提供したいと考えた市民セミナーです。

昨年度「市民後見人養成初期講座」を専門家の協力をいただき実施することができ、講師の

説く制度の必要性、サポートする人が必要、と言う熱い思いにふれ多くの人に知らせることが必要と考えたことがこの市民講座開催の動機になりました。皆で力を出し合い助け合うシステムを作るべき、と言う共通認識を持たないように思われます。

セミナーの準備の中で多くの会員が関わり、後見制度について考え知る機会を持たせたことも大きな成果です。

9月15日(月)敬老の日の祝日午前には市主催の敬老を祝う会で「梅さんが成年後見を受けるまで」の寸劇を披露、400人の方々に見ていただき、午後は、一般市民を対象として寸劇と、成年後見制度についてパネルディスカッションを行ないました。日常生活場面が展開される寸劇に、自分の生活或いは知人などの生活を重ね合わせて他人事でなく理解し、対策としての後見制度についての理解を得られたように思われます。

パネラーには地域包括支援センター長や弁護士、市長申立後見を精力的に受任している司法書士、消費者センター会長など5人の専門家にご出席いただきました。それぞれの立場で、分かり易い言葉で話され大変有意義でした。

加齢と共に衰える判断力、そして認知症と、多かれ少なかれ自分の身におこりうることとして認識し理解することと、そうなった時や、人への理解や対応も変わってくるはずで



6) 出前講座

7月には錢函で、成年後見制度講座、11月には介護老人ホームの2周年記念行事として寸劇「梅さんの心配」新シナリオでご披露、後見制度の保佐を受けご近所の方々の助けを得て独居を続けていた梅さんが転倒骨折して入院、退院を期に施設に入った梅さんが、相続や家の始末を心配するという筋立て。施設入居中の方は、真剣な表情で見ておられましたが、楽しい話ではないので、その後、踊りや歌でにぎやかにして帰ってきました。1月には地区勉強会に出席、市民後見人活動についてお話しています。もっと多くの場所で小さな会を持ちたいという希望があります。

7) 企業訪問・支援

杜のつどいの事業を紹介し、協賛をいただく目的での企業訪問時に、成年後見制度と活動を理解いただけるよう簡単なパンフレットを作成し、配布して紹介しました。2008年度の協賛企業団体は19社でした。

市民講座については、小樽市や社会福祉協議会、地域包括支援センター、小樽市総連合町会、老人クラブ連合会、消費者協会など、また、社団法人成年後見センターリーガルサポート札幌支部、社団法人北海道社会福祉士会からも後援をいただきました。

8) チラシパンフ、センターだよりなど広報宣伝活動

市民講座のチラシを作成し1万枚印刷しましたが新聞折込みをせず、会員が近隣に配ることになりました。当日分を400枚ほど残して終了しました。後に積置き先で残部があるのを回収しました。新聞に無料折込みの協力をしていただける販売店がありモノクロでプリント500枚追加をしました。会員が案内しながら手渡しでチラシを配ることはいろいろな意味でメリットが大きいと思いました。

市民後見人活動センター便り(A4)をお知らせ・啓発記事などを掲載し月に1回平均発行配布しました。100枚程度のプリントでしたが、残部なく好評のようでした。

「小樽市民後見人の会」の案内パンフレットも作成し、2500部印刷しました。

そのほか後見度の簡単なパンフレットを作成して講座や地域で活用しています。

「WAM助成市民後見人活動センター報告書」は50部作成し、関係機関に配布しました。

9) アンケート 1月7月9月11月12月の5回行ないました。

第1回目のアンケートは養成講座受講生対象(回答45.)。成年後見制度を知っていたか受講目的、今後の活動意向などを聞きました。9割が知っている・聞いたことがあると答え多くがフォローアップ講座を希望、約半数の人が活動に関わりたいと回答、制度を広く知らせる必要がある、財産管理だけでなく身上監護の大切さが分かったと感想を述べています。

2回目のアンケートは7月に会員を対象に200部配布、110の回答を得ました。会員の成年後見制度の認知と意識を知り、制度の理解を助けるものとする主旨で行ないました。併せて日常生活上での問題点と、将来の問題の予想と解決方法などを聞いています。

居住年数が生まれた時からまたは30年以上が85.6%、ここに高齢化率30%の現実があります。一人世帯が34.2%、75歳以上の一人住まいが23.4%、夫婦2人住まいが74歳以下32.4%であるのに対し75歳以上では8.1%と極端に少なくなること、70歳代で配偶者がなくなり独居になると見られること、などが分かりました。市の統計によると持ち家率は62.7%と高く独居率の上昇、将来的に家の処分などが出てくることが予想されます。頼れる親族について27.9%の人が、親族がいない、近くにいない、頼りたくないと答えています。地域で安心して暮らせるには独居者自身を含めたシステムを考える必要があるようです。

社会参加の種類や目的について、生活に張りがあり楽しい、習慣になっているとの答えが多く、「杜のつどい」が行なう助け合い活動に理解して可能なら参加すると71.2%の人が答えています。

3回目9月のアンケートは、市民講座に参加した人を対象にしました(回答140)。

・「梅さん」の劇は身につまされる。・劇は的を射ていて参考になった。・後見人についてもっと知りたい。もう一度聞きたい。・パネルディスカッションが特に良かった。・市民のためにどんどんやってください。・劇を私の町に出張して、して欲しい。・良い金婚の祝いでした。・成年後見人になるにはどうしたらよいですか?などの記述がありました。

4回目の11月のアンケートは、第2回市民後見人養成講座受講修了生を対象とした記述式のものであります。新たな感想として、地域の連携、ネットワーク・地域の支えや自立的なつながり・在宅での療養の可能性・脱施設化の中で在宅生活は可能か・介護サービスを補うサービス組織が欲しい・高齢者が暮らしやすい街づくり・誰でも後見人ができる・難しく考えない、

特別な制度ではない・私も役に立ちたい・活動する体制作りを、などが提起されました。

10) 「小樽市民後見人の会」発足

第1回実践講座を7月～10月実施しましたが、その修了生有志で「小樽市民後見人の会」をスタートしました。まだまだ力不足で継続した学習が必要なことから、自主学習会を行うこと、実践の中から学ぶことが必要だが、方法として後見相談を行なうことを決めました。サポートして下さる専門家が後押しをしてくださり実現しました。一般の相談者の一次相談機関として傾聴、問題の整理をご一緒に考えることと、各専門機関に相談の振り分けができ、次の行動の方法をアドバイスできることが目的です。講座を受講しただけでは、市民後見人には選任されるレベルにはないこと、市民後見人の信頼性が担保されないこと、市民後見人の認知度が低いことなどから、法的な権限を持った役割を担わせる時期ではないこと、時間をかけて進むことが大切なことを理解しました。

11) ネットワーク等構築参加

「小樽後見人センター」検討会に参加

市民後見人の養成講座修了者が、後見人として活動するには、専門家によるバックアップが不可欠であることが早い段階から意識され、公的或いは法的な有効性を持ったセンター設置のための準備が始まりました。弁護士、社会福祉士、行政書士など講座の講師を担当して下さった専門家が中心となり、関係機関の調査、行政との交渉を当面の目標に検討を進めました。後見を受任している講師によって指摘される問題点から、市民が制度利用を必要とする人の近くにいて担う役割を期待されています。検討会は各関係者の出席でほぼ月に1度開かれました。1月の先進地視察によって公的な制度としての運営が不可欠であることを確信しました。また、障害者自立支援法の脱施設化の流れの中で、契約に伴う後見制度利用などのサポート体制の確立が喫緊の要請であることも分かりました。

成果は、提言書にまとめられ、2009年4月行政との協議に至りました。

障害センターさぼーとひろば 広域総合後見サポートシステムに向けて協力、

余市町社協 余市社協市民後見人養成研修の計画について協力支援することになりました。

12) 運営・実行委員会

2007年度の「市民後見人養成講座実行委員会」は3月解散、2008年は4月新たに「市民後見人活動センター」運営委員会及び実行委員会を設置しました。運営委員会は計画の作成と運営・実行、実行委員会は主体的に協力して実行する組織です。

2か月に1度の割りで委員会を開催、第1回運営実行委員会では年間活動計画、予算案の承認を得て正式申請書をWAMに提出、第2回運営委員会ではアンケート調査と市民講座の具体案を検討しました。その後、第2回市民後見人養成初期講座、第2回実践講座、研修視察の検討、2月と3月の委員会では、次年度の活動と報告書の作成、成年後見センター提言について検討しました。

共通理解の下に年間の活動を展開し、それぞれが役割を持つことが継続した活動であることを可能にすると考えます。

4、成果と展望

「杜のつどい」の高齢者像を分析すると、活動の中心は70歳代で、元気はつらつとしています。病院で治療や投薬を受けながらも、少しでも健康を維持しようと積極的にいろいろなことに挑戦しています。介護認定を受けながら、来所する人、家族に送ってもらって来所する人もいます。高齢による認知症の発症をできるだけ遅くする、ゆるやかにする等の自分でできる努力を心がけているといっよいでしょう。「杜のつどい」開設からの認知症予防「脳力アップ教室」は市の介護予防教室として委託を受けて4コースに拡大しています。パソコン講座は月曜日から金曜日まで1日3コースが開かれ、体を動かす講座として、「みんなで踊ろう」や「太極拳」「フラダンス」などが人気で、昼食を作って食べるサロンも盛況。囲碁や将棋、最近では「健康マージャン」が大層な人気です。会員の年齢制限はなく、誰でもが参加できる私達の会に集う人たちは、日々意欲的、主体的に生活を送っているといえます。こうした活発な活動は対外的にも大いに注目され、市内の各種イベントへの参加要請も多くなってきました。社会的な期待度が高くなってきているようです。

高齢独居のケース、夫婦世帯のケース、子世代と同居ケースなど住まいの形態は様々で、おおよそ同じくらいの割合です。65歳以上おおよそ4万人で、高齢単身者は平成17年で8,200人ですが、年毎に高齢単身、高齢2人世帯が増えると予想されています。しかし、在宅の1人住まいの高齢者の状況は、健康面でも生活面でも厳しいものがあるようです。近隣関係が希薄になり、孤立化の傾向があり、時には訪れる民生委員をも拒むというように自分から発信することを止めてしまうことも仄聞します。町内会組織も昔ほど機能なくなっています。孤独死が年間相当数発生してきていることも最近の傾向です。高齢者の日常生活の維持と権利擁護をいかに構築していくか早急な対策が必要といえます。バスに乗って週に1回でも街に出て参加することは、高齢者の日常にとって意義あることと思います。そして新たな隣人関係が作られるとしたら、孤独対策にもなるでしょう。

成年後見制度の利用についての平成18年の統計では親族後見が80%弱、専門家その他による後見が20%となっていますが、今後の社会構造の変化では親族後見が減少し第三者による後見が中心になると考えられています。

1) 2008年11月に第2回目の市民後見人養成講座を実施しましたが、受講生のアンケートの中に今後考えなければならない要点が指摘されています。

市民後見人養成初期講座アンケート 11月 記述式

講座の中で重要と思ったこと

- ・ 諸制度の啓発普及が必要
- ・ 現状認識をした
- ・ 後見人の必要性と役割
- ・ 利用の仕組みを知ること
- ・ 契約は言葉で成立すること
- ・ 委任状や印鑑証明の意味
- ・ 裁判所の判断が基本になる
- ・ 必要とする人、利用しなければならない人がいる
- ・ 保護者の役割
- ・ 消費者センターが親身に対応していること
- ・ 被害数の多さ
- ・ 障害の多さ
- ・ 行政の認識不足と責任の重大さ
- ・ 市民後見人としてすべきことがたくさんあること

新たな視点や発見

- ・ 高齢者虐待の実態を知った
- ・ 後見人制度の重要性がわかった
- ・ 専門家の指導助言を得る道筋をつけること
- ・ 社会的活動の位置付けが欲しい
- ・ すべての高齢者が対象ではなく対象外の障害もあるが

提案事項など

- ・制度を気軽に使える雰囲気
- ・人材の発掘と活用
- ・杜のつどいが出来ることを
- ・最低年金生活者の視点がない
- ・葬儀相続までの制度を
- ・行政や社会福祉協議会の取り組みを早急に

2) 小樽市における権利擁護に関する状況

成年後見利用については、平成 17 年と 18 年の「成年後見申立て件数」数値があります。17 年申立て新規 20 件に対し 18 年 39 件と倍増しています。後見処分監督とは提出された後見の報告書の数で、これも 59 件から 114 件とほぼ倍増しています。制度の利用は確実に増加しているといえるでしょう。

市長申立ての窓口は、市役所福祉課相談室となっています。身寄りのない認知症高齢者や、親族の協力が得られない対象者の場合、市長による成年後見申立てができることになっていますが、小樽市における申立て件数は、平成 18 年度 1 件、平成 19 年度は 8 件、平成 20 年度は 8 件の見込みになっています。ケアマネージャから各地域包括センターから市長申立に繋がるケースが多く、また権利擁護の手が差し伸べられるには担当者の力量によってばらつきのあることが指摘されています。認知症かどうか、支援が必要なのか、家族や行政の関係を含めて実際にはかなりの難しさがあるようです。この市長申立てについては「成年後見制度利用支援事業」の助成によりますが、この制度を利用できることの周知が十分になされているとはいえないようです。行政の対応姿勢の確立が十分になされていない状況にあると思われます。

地域権利擁護事業は、北海道社会福祉協議会の業務とされ、小樽市の社会福祉協議会が窓口になり後志支庁内に支所を置く協議会において諸手続が進められますが、この制度の利用は 10 人ほどで高齢者よりも知的障害者の利用が多くなっています。この制度自体よく知られていないこと、利用費用が負担に感じるようです。

地域包括支援センターは、小樽市では平成 19 年 1 月より市内を 3 つのブロックにわけ、各地区に設置され事業を実施しています。1 地区の人口はおよそ 4 万人、高齢化率は 30% を超えましたので高齢者は 1 万人をから 1 万 5 千人。担当地区の総合相談窓口と介護予防の拠点となっています。相談支援業務を行う中で該当するケースについて、親族と調整したり、成年後見に結びつける具体的な窓口になっていますが、さまざまな困難事例に直面していると聞きます。

消費者協会と消費者センターは、消費者保護の観点で相談解決に当たっています。弱い消費者の立場に立って問題解決に当たっていますが、悪質商法等による被害は後を絶たず、特に高齢者がターゲットにされるケースが多いようです。本人からの相談の他、契約トラブルを発見した家族からの相談、同じ相談者が次々に被害に合うケースもあり、再発防止の手立てなど対策をつくる必要性があるといえます。成年後見制度を利用することによって、解約はクーリングオフの期間に関係なく取消すことができますので、消費者センターでは、必要な人には成年後見制度利用を念頭に専門家の紹介をしているようです。

平成 20 年 10 月「小樽市高齢者虐待マニュアル」が作られました。18 年 3 月に策定した「小樽市高齢者保健福祉計画・小樽市介護保険事業計画」の中で認知高齢者支援対策を推進し、高齢者虐待防止ネットワークの確立に努めることとされ、19 年包括支援センター設置後、勉強会の実施の中でまとめ

られたものです。

19年度、市内120機関から回答を得た実態調査による各類型の件数は、ア)身体的虐待、26件、47.3%、イ)介護世話の放棄放任、27件49.1%、ウ)性的虐待、0件、エ)心理的虐待、11件、20.0%、オ)経済的虐待、14件、25.5%となっています。

ネットワークシステムの対応の流れは、

虐待の気づき、相談窓口(市介護保険課・地域包括支援センター) 受付(面接・電話、実態把握、判断) 緊急性や保護の必要性があるものは直ちに市介護保険課と地域包括支援センターが対応 緊急性や保護の必要性のないものは、ネットワーク個別検討会議で検討 各ケースの支援、が実行されます。

このネットワークは、地域包括支援センター、市役所、保健所、サービス提供者、ケアマネージャー、社会福祉協議会、警察署、医師会、人権擁護委員、町会、民生委員で構成されています。

3) 高齢者施設について

現在小樽市には、認知症高齢者グループホームが36ヵ所ありますが、21年度から3ヵ年で12ヵ所のグループホームと特別擁護老人ホーム2ヵ所の認可の計画が策定されています。居宅介護事業所も市内に36ヵ所あります。高齢者専用住宅や高齢者優先賃貸住宅については、散見されるものの数箇所程度で、他施設に併設されるケースが見受けられます。

国による制度の改正は、具体的な数値目標として、現在の施設利用者数を、64.4%の2440人を、42.5%の1929人に減じ、在宅の要介護高齢者を1349人から2615人に変えようとしています。

要介護の初期段階では介護予防を求められ、入所出来る施設は限定されることになります。

《 小樽市の数値目標 》

	平成19年度	平成20年度	平成26年度	基準
施設サービス	59.8%	64.4%	42.5%	37%
要介護2～5者数	3885人	3789人	4544人	
施設利用者数	2325人	2440人	1929人	
在宅の要介護2～5の高齢者	1560人	1349人	2615人	

国全体の人口推定は、2030年に高齢化率30%越えを予想していますが、2009年1月に30%を超えた小樽市の高齢化はますます加速する可能性を予感させます。若い人の流出が高齢化率を押し上げていきます。

	15歳未満	15～64歳	65歳以上	高齢化率
2005年	1758万人	8442万人	2576万人	20.2%
2030年	1115万人	6740万人	3667万人	31.8%
2055年	752万人	3646万人	3646万人	40.5%

4) 私たちの計画

2009年度以降、私たちはどう活動すべきか、という道筋は自ずと見えてきたと思います。高齢化少子化の社会は初めて経験するのですから与えられる施策を待つのではなく生活者の感覚の下で自分の求める新しい道を作っていくべきと考えます。

見守りと安全安心の生活の実現

在宅で暮す、地域で見守りのしくみを作ることをまず考えてゆきます。向う三軒両隣のコミュニティの復活、虐待防止法の中での近隣の見守り義務を基盤として、次に会員同士の新たな信頼関係の構築や、独自の安全ネットの構築。一人で暮らすためのサポート体制の構築に着手します。各種の相談に応じ、他の相談ネットなどと連携し活用します。現在行なっている家庭生活相談、家計の相談、後見相談の3つの相談窓口が相談者にとって最初で最後の窓口となるよう対応したいと思っています。

そして、一人暮らしや、身寄りのない人の安心を確保できるしくみを考えたいと思っています。

市民後見人の活動の継続

認知高齢者や独居高齢者の増加、障害者の対応の増加に対応する市民後見人の養成を目的とした講座は継続の方向です。

初期講座については、制度全般の基礎知識の啓発を目的としますが、実践講座は、市民後見人を志す人や、親族後見受任予定者、福祉関係者などを対象に、より専門的な知識や手法に対応する講座を予定しています。講座修了生を「小樽市民後見人の会」への参加を促し、更に周辺学習に参加させ、一定数の市民後見人候補者の登録を目指す事になります。

権利擁護や成年後見制度などの啓発

契約の意義、契約能力などの啓発を継続して行ないます。「梅さん劇団」の出張で分かりやすい寸劇を通じての啓発活動は好評であり年間数箇所での活動を予定します。

また、みんなで考える市民講座を行なうことが出来れば、より活動の広がりを持つことが出来ると考えます。もちろん他団体の地域活性化等諸活動への協力は積極的に参加します。



生活の向上と見通しの学習

暮らしに欠かせない知識や技術、制度などの学習講座、各種施設の見学や訪問。パンフレットやチラシの作成と配布などは継続して行いますが、限られた収入の生活者の視点を忘れてはならないと考えています。

行政への働きかけや、協働

私達は、今、後見センター設置について市との協議に加わり実現に向けて協力しています。市民後見人養成講座を実施する中で、公的な機関の設置なしには養成された市民後見人の活動の余地がないことを指摘する専門家を中心に積極的な働きかけを行ない、行政も実現に向けて取り組んでいます。連携や広報活動、支援活動なしに誰でもが安心して暮せるまちづくりはなかなか実現しにくいとも思われます。小樽市が全国に先駆けて高齢化が進んでいる今、市民が自分から出来ることを考えて行動し始めることの意義は大きいと考えます。個人では考えても実現できないことが、団体であることで活動の広がりを図ることが出来ることはすばらしいことです。協力し合う力が諸活動を可能にさせ、街をつくる一翼を担うことが出来ると思います。以上

追記： 2010年4月から、小樽市と近隣5町村の「小樽・北しりべし成年後見センター」が小樽市社会福祉協議会の下にオープンすることになりました。